



# 秩父市出産祝金

## 支給対象者

令和4年4月1日以降に生まれた子及びそれを養育する父母等のうち、次の①～③全てを満たす方

- ① 出生日から申請日まで秩父市の住民基本台帳に引き続き記載されている子を養育している方
- ② 申請日において引き続き1年以上市内に居住する父母等  
※秩父市に住んで1年満たない場合は、1年を経過後に申請できます。
- ③ 市税等の滞納がない方(配偶者を含む。)

## 支給額

- 第1子 12万円  
第2子 30万円(基準日ごとに計3回の支給)  
第3子以降 50万円(基準日ごとに計5回の支給)

※令和3年度中の出生児は旧制度が適応となるため、一律12万円の支給となります。

児童区分	基準日	祝金額
第1子	出生の日	12万円
	1歳の誕生日	10万円
	2歳の誕生日	10万円
第2子	出生の日	10万円
	1歳の誕生日	10万円
	2歳の誕生日	10万円
	3歳の誕生日	10万円
第3子以降	出生の日	10万円
	1歳の誕生日	10万円
	2歳の誕生日	10万円

### 【必ずご確認ください!】

秩父市出産祝金では、「母が秩父市の住民となった日以降に出生し、養育している児童」で多子カウントを行います。実際に監護している児童数とは異なる場合がございます。

## 申請方法

出生届の提出後にこども課でご案内いたします。口座番号がわかるものをお持ちください。第2子以降に該当する場合は、対象児童と養育している児童が記載された戸籍謄本と一緒に後日申請いただきます。

2回目以降の支給については、対象児童の誕生日の翌月に申請書をお送りします。基準日から起算して1年以内に申請してください。

※対象児童が転出等により秩父市の住民でなくなった場合は受給資格を失います。

★この事業は財源に県の補助金が含まれています。



## お問い合わせ

秩父市こども課

出産祝金担当

TEL : 0494-25-5206